

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和5年9月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300067号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300015号

第1 結論

昭和36年4月から昭和41年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和41年3月まで

昭和36年6月頃に、A市の職員(女性)が自宅に訪れ、国民年金の勧誘を受けたので、そのときに夫婦二人の国民年金に加入する手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料は、3か月に一度自宅に来る集金人に夫の保険料と合わせて支払っていた。

しかし、年金記録では請求期間に係る国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者から提出された年金手帳の記号番号は、昭和41年10月に夫婦連番で払い出されている上、請求者及び請求者の夫の国民年金手帳の発行年月日欄に昭和41年11月21日と記載されていることから判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年11月に行われたものと推認できることから、当該加入手続時点において、請求期間のうち、昭和39年9月以前の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することはできない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は集金人にその都度支払っていた旨主張しているが、請求期間のうち、昭和39年10月以降の国民年金保険料については、過年度となるため、納付書により納付する取扱いとなることから、請求者の主張する納付方法と符合しない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者から提出された年金手帳の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となることから、請求者に係る別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300155号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300016号

第1 結論

昭和53年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和61年3月まで

私は、18歳から勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、20歳になって国民年金に加入し、保険料を納付したのに、請求期間の保険料が未納となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年6月21日に払い出されたことが確認でき、また、オンライン記録により、請求者は同年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得し、当該資格取得の処理日が同年7月14日であることが確認できることから、当該資格取得により払い出されたものと考えられ、当該資格取得手続時点では、請求期間のうち、国民年金の強制加入の対象となる昭和53年*月から昭和56年5月までの期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することはできない。

また、請求期間のうち、昭和56年6月から昭和61年3月までの期間については、国民年金の任意加入の対象となるが、任意加入の場合は、制度上、その申し出をした日に被保険者資格を取得することとなるため、当該資格取得月前の国民年金保険料を遡って納付することはできないことから、請求者が前述の資格取得手続時点において、遡って当該期間を国民年金の加入期間とした上で国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A市は、請求期間当時の国民年金の加入記録及び保険料の納付記録を保管していない旨回答し、また、請求者が請求期間に国民年金に加入していた証拠として提出した封筒(昭和54年11月19日付け、A市B係から請求者に宛てた封筒)について、どのような書類を送付するために使用した封筒であるかは不明である旨回答していることから、請求者が請求期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

加えて、請求者が請求期間において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するためには、請求者から提出された年金手帳の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるが、請求者に係る別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県で払い出された記号番号の検索を行ったところ、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300187号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300047号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成21年8月10日は25万5,000円、同年12月17日は25万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年8月10日
② 平成21年12月17日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及びA社に請求期間当時在職していた従業員の賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は25万5,000円、請求期間②は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300146号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300048号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所(現在は、B事業所。以下「C事業所」という。)における平成13年2月1日から同年8月1日までの期間、平成14年10月1日から同年12月1日までの期間及び平成15年4月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年2月から同年7月までの各月、平成14年10月及び同年11月、平成15年4月及び同年5月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成13年2月から同年7月までの各月、平成14年10月及び同年11月、平成15年4月及び同年5月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のC事業所における平成13年2月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年2月から平成24年8月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

平成13年2月から平成24年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年2月1日から平成24年9月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額に見合う額より高い額の給与が支給されていたので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち、平成13年2月1日から同年8月1日までの期間、平成14年10月1日から同年12月1日までの期間及び平成15年4月1日から同年6月1日までの期間について、C事業所から提出された給料明細書により、請求者が同事業所からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが確認でき、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給料明細書によ

り推認できる厚生年金保険料控除額から、別表 1 のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 13 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 14 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 15 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、C 事業所は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料明細書で確認できる報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成 13 年 8 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、前述の給料明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額又は低い額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 2 前述の給料明細書により、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法により認定される標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められること及び日本年金機構の回答から、請求期間に係る標準報酬月額については、別表 2 のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成13年2月から同年7月まで	11万円	13万4,000円
平成14年10月及び同年11月	10万4,000円	11万円
平成15年4月及び同年5月	10万4,000円	13万4,000円

別表2 【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成13年2月から同年7月まで	13万4,000円（※）	18万円
平成13年8月から平成14年9月まで	11万円	
平成14年10月及び同年11月	11万円（※）	17万円
平成14年12月から平成15年3月まで	10万4,000円	
平成15年4月及び同年5月	13万4,000円（※）	
平成15年6月から同年8月まで	10万4,000円	
平成15年9月から平成16年8月まで		18万円
平成16年9月から平成18年8月まで		11万円
平成18年9月から平成19年8月まで	15万円	
平成19年9月から平成21年8月まで	17万円	
平成21年9月から平成22年8月まで	15万円	
平成22年9月から平成24年8月まで		16万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200665号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300049号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日及び標準賞与額を訂正することが必要である。平成28年8月15日の賞与支払年月日は、同年8月10日に訂正し、平成27年12月15日及び平成28年8月10日の標準賞与額を18万8,000円とする。

平成27年12月15日及び平成28年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月15日及び平成28年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月
② 平成28年8月

A社に勤務していた請求期間①及び②において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該各期間の標準賞与額の記録は保険給付の対象とならない記録となっている。

請求期間①及び②について、賞与支給額に見合う標準賞与額として保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書、A社から提出された賞与支給控除一覧表、貸金台帳及び同社の回答により、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書、賞与支給控除一覧表及び貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、A社の回答及び金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表の取引日により、平成27年12月15日とし、請求期間②の賞与支払年月日については、オンライン記録では平成28年8月15日となっているところ、同社の回答及び元同僚から提出された預金通帳の振込日により、同年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間における健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300114号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300017号

第1 結論

昭和56年4月から昭和58年8月までの請求期間及び昭和62年3月から昭和63年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年4月から昭和58年8月まで
② 昭和62年3月から昭和63年9月まで

請求期間①について、私が所持する年金手帳の国民年金欄における初めて上記被保険者となった日に昭和56年4月1日と記載のあるとおり、私は国民年金の加入手続を行い、当該期間に係る国民年金保険料を納付していた。

請求期間②について、A事業所を退職後に、厚生年金保険から国民年金への切替え手続(種別変更)を行い、当該期間に係る国民年金保険料を納付していた。

しかし、請求期間①及び②は、国民年金保険料未納期間と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、加入手続の時期及び納付方法は覚えていないが、B市役所において、年金手帳に記載のとおり、昭和56年4月1日付で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者に係るB市の国民年金被保険者台帳における被保険者資格取得(昭和56年4月1日付)の届出年月日は、平成2年8月2日であり、請求者から提出された年金手帳の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により同年9月6日に払い出されていることから、請求者は、当該資格取得手続時点までにおいて、請求期間①及び②は国民年金に未加入であり、当該各期間当時において国民年金保険料を納付することはできない。

また、当該資格取得手続以降においても、請求期間①及び②の一部期間に係る国民年金保険料は、国民年金法の時効(2年)の規定により納付することができない。

さらに、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を当該各期間当時に納付するためには、請求者から提出された年金手帳の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が当時の住所地であったとするC県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該各期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300111号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300018号

第1 結論

昭和40年*月から昭和50年3月までの請求期間及び昭和57年6月から平成17年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和40年*月から昭和50年3月まで
② 昭和57年6月から平成17年2月まで

請求期間①について、二十歳になった昭和40年頃、同居の母親に国民年金に加入するように言われたことをきっかけに、A県B市役所(当時)で国民年金の加入手続を行い、その後、C銀行D支店又はEにあった郵便局の窓口で、市役所から郵送されてきた納付書を使い、国民年金保険料を毎月納付した。

請求期間②については、A県F市に転居した後の時期であり、G駅前の郵便局又は複数の金融機関の窓口で、市役所から郵送されてきた納付書を使い、国民年金保険料を毎月納付した。

両親ともに年金を受給していたし、自分自身も請求期間①及び②に係る国民年金保険料を毎月欠かさず納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和40年頃に国民年金の加入手続を行い、当該期間に係る国民年金保険料を欠かさず毎月納付していた旨主張しているが、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、年金記録訂正請求書に記載されている請求者の記号番号は、昭和50年12月2日に払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、請求者の加入手続は昭和50年11月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続より前の時期において、請求者が当該記号番号により国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料の納付方法について、金融機関又は郵便局の窓口で市役所から郵送されてきた納付書を使って毎月納付していた旨主張しているが、B市は、昭和*年*月以降、市町村合併によりH市となっているところ、請求期間①直後に発行されたH市政だより(昭和50年4月1日第*号)によると、同市における国民年金保険料の納付方法について、昭和50年3月分保険料までは各家庭への訪問による集金方式であったものが、同年4月分保険料以降は納付書による自主納付方式に変更となる旨の記載が確認でき、当該納付の取扱いは、請求者の主張する納付方法と符合しない。

請求期間②について、請求者に係るF市の国民年金被保険者台帳、収滞納一覧表及び収納状況表により確認できる国民年金保険料の収納の状況は、請求者に係る国の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と符合しており、いずれにおいても請求期間②に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

また、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料について、毎月納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、平成 11 年 6 月 9 日に請求者に対して過年度の未納保険料に係る納付書が作成された旨の記録が確認でき、当該記録は請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間②に係る国民年金保険料について、請求者は郵便局又は複数の金融機関の窓口で納付していた旨陳述しているが、ゆうちょ銀行 I 貯金事務センターは、国民年金保険料の納付に係る領収済通知書の保存期限は 10 年である旨回答している上、請求者は国民年金保険料を納付した金融機関は決まっていたわけではなく、金融機関名及び支店名を記憶していないとしており、請求期間②に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

加えて、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の住所地の A 県で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

また、請求期間①は 121 か月、請求期間②は 273 か月に及んでおり、複数の行政機関、金融機関及び郵便局において、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200798号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300050号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成22年3月21日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

平成22年3月21日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年3月21日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年3月21日から同年4月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成22年3月21日から同年4月1日までの期間は、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間を保険給付の計算の基礎となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出されたA社における退職証明及び給与明細書並びに同事業所の回答から判断すると、請求者が、請求期間において同事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答している一方で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正届を年金事務所に提出していることから、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。